

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和3年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員及び扶養義務者についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他の調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護決定(却下)の通知書を申請者へ通知する。</p> <p>②生活保護受給者に、世帯員全員及び扶養義務者についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他の調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護廃止及び変更を判断し、決定(廃止及び変更)の通知書を当該生活保護受給者へ通知する。</p> <p>③安定した職業についてしたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号ホ第3号ロ第4号へ、第11条第1号ニ第2号ロ第4号イ、第12条第1号又第2号チ第3号ハ第4号リ第6号チ第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第5号第6号第8号第9号第11号ロ第12号、第21条第1号ハ第5号第6号第8号第9号第10号、第22条第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26の4条第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第7号第8号第9号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ第24号イ、第52条、第53条第1号ホ第2号ニ第3号ハ、第55条第1号リ第6号へ第7号ハ第9号ホ第10号ハ第11号ホ、第58条第1号イ第2号イ、第59条の2の2第1号リ第2号第3号第4号第5号第6号リ第7号第8号第9号第10号第11号、第59の3条第1号イ第2号イ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第19条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班</p> <p>〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-38-3111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>雲仙市役所 健康福祉部 保護課 保護班</p> <p>〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-36-2500</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-①	市民福祉部 保護課	健康福祉部 保護課	事後	
平成29年4月7日	I-5-②	課長 原田 恒康	課長 藤田 年文	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	雲仙市役所 市民福祉部 保護課 保護班	雲仙市役所 健康福祉部 保護課 保護班	事後	
平成29年7月20日	II-1	平成27年6月1日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年7月20日	II-2	平成27年6月1日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠		(別表第二省令における情報照会の根拠) :第19条	事後	
平成30年10月1日	I-5-②	課長 藤田 年文	保護課長	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	様式変更による
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119の項)	:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	事後	
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号ニ第3号ロ第5号ロ、第11条第1号ニ第2号ロ第3号ロ、第12条第1号リ第2号ト第3号ハ第4号リ第5号リ第6号ト第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号又第2号又第3号又第4号又第5号又第6号ヌ、第20条第4号第5号第6号第7号第9号ロ第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号ハ第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第7号ハ第8号ハ第9号ハ、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又第2号又第3号又第4号又第5号又第6号ヌ、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号第21号第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号ニ第2号ニ第3号ハ、第55条第1号リ第5号ヘ第6号ハ第8号ハ、第59の2条第1号子第2号子第3号子第4号子、第59の3条第1号イ第2号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号ニ第3号ロ、第11条第1号ニ第2号ロ第3号ロ、第12条第1号リ第2号ト第3号ハ第4号リ第5号リ第6号ト第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号又第2号又第3号又第4号又第5号又第6号ヌ、第20条第4号第5号第6号第7号第9号ロ第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第24条第1号、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号ハ第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第7号ハ第8号ハ第9号ハ、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又第2号又第3号又第4号又第5号又第6号ヌ、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号第21号第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号ニ第2号ニ第3号ハ、第55条第1号リ第5号ヘ第6号ハ第8号ハ、第59の2条第1号子第2号子第3号子第4号子、第59の3条第1号イ第2号イ	事後	
令和3年11月17日	I-3法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号	事後	

